別表八（三）付表　記載要領

1　この表は、法人が令第119条の３第11項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の１単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（令第119条の４第１項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第２条第２項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第１条の規定による改正前の法人税法施行令第119条の３第８項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の１単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（同令第119条の４第１項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定により同法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑷」から「⑻」までの各欄は、令第119条の３第10項第２号イに規定する利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、記載しないこと。

3　「特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の属する他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額　⑸」及び「特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の属する他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額　⑿」の各欄は、令第119条の３第11項第２号に掲げる金額を記載すること。

4　「他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額　⑹」及び「他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額　⒁」の各欄は、令第119条の３第10項に規定する他の法人の同項第１号に規定する特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を記載すること。

5　「小計　⑿＋（（⑸－⑷＋⑹）－⑺）　⒅」の欄の記載に当たつては、令第119条の３第10項第２号ハ⑵に掲げる場合以外の場合には、「（⑸－⑷＋⑹）」を消すこと。

6　令第119条の３第14項又は第15項（令第119条の４第１項後段においてその例による場合を含む。）の規定の適用がある場合には、令第119条の３第14項第１号ロ若しくは第２号ロ又は第15項第１号の規定により同条第10項第２号ハに掲げる金額に加算され、又は減算される金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十一の表中「地区又は地域　措法第60条第１項の表の各号又は第２項の区分　第１号（情報通信産業特別地区）　第２号（国際物流拠点産業集積地域）　第２項（経済金融活性化特別地区）」を「区域　措法第60条第１項の表の各号又は第２項の区分　第１号（情報通信産業特別地区の区域）　第２号（国際物流拠点産業集積地域の区域）　第２項（経済金融活性化特別地区の区域）」に、「経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数」を「経済金融活性化特別地区の区域内において常時使用する従業員の数」に改める。